

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年8月13日(2015.8.13)

【公表番号】特表2010-513942(P2010-513942A)

【公表日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2010-017

【出願番号】特願2009-540776(P2009-540776)

【国際特許分類】

G 02 B	5/26	(2006.01)
B 32 B	7/02	(2006.01)
G 02 B	5/20	(2006.01)
G 02 B	5/22	(2006.01)
B 32 B	15/08	(2006.01)

【F I】

G 02 B	5/26	
B 32 B	7/02	103
G 02 B	5/20	
G 02 B	5/22	
B 32 B	15/08	D

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年6月24日(2015.6.24)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

太陽に対して配置された太陽光制御フィルムにおいて、

アルミニウム、銀、金、銅、クロム、およびそれらの合金からなる群から選択された少なくとも一種の金属を含む少なくとも1つの赤外線反射層と、

6ホウ化ランタンナノ粒子、酸化セシウムタンゲステンナノ粒子からなる群から選択された少なくとも一種のナノ粒子を含み、前記赤外線反射層よりも太陽から遠くに配置された少なくとも1つの赤外線吸収層と、を備え、

可視光透過率(VLT)が64~69、総太陽エネルギー遮断率(TSER)が43~53、および太陽熱利得係数(SHGC)が0.47~0.57であること、を特徴とする太陽光制御フィルム。

【請求項2】

前記赤外線反射層は、5nmから25nmの範囲内の厚みを有していることを特徴とする請求項1に記載の太陽光制御フィルム。

【請求項3】

前記赤外線反射層は、スパッタリングまたは蒸着によって堆積されていることを特徴とする請求項1あるいは2に記載の太陽光制御フィルム。

【請求項4】

前記赤外線反射層は、高屈折率を有する層間に挟み込まれていることを特徴とする請求項1~3のいずれか一項に記載の太陽光制御フィルム。

【請求項5】

前記ナノ粒子は、1nmから500nmの範囲内の直径を有していることを特徴とする

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の太陽光制御フィルム。

【請求項 6】

前記ナノ粒子の濃度は、 0.01 g/m^2 から 5 g/m^2 の範囲内にあることを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の太陽光制御フィルム。

【請求項 7】

前記赤外線反射層および / または前記赤外線吸収層は、可撓性基板または剛性基板に堆積されていることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の太陽光制御フィルム。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0106

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0106】

フィルム 3 は、赤外線反射層としての銀層および酸化セシウムタンゲステンのナノ粒子を含む赤外線吸収層を備える本発明に係る太陽光制御フィルムから構成されている。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0109

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0109】

フィルム 4 は、赤外線反射層としての銀層および酸化セシウムタンゲステンのナノ粒子を含む赤外線吸収層を備える本発明に係る太陽光制御フィルムから構成されている。